

施設利用者の皆様へ

若葉文化ホールにおける利用料金の徴収誤りについて【お詫び】

若葉文化ホールのご利用にあたりお支払いいただいていた利用料金の一部（ホール照明設備）について、平成26年4月1日から平成28年5月20日までの間、利用料金の額を誤り、施設利用者の皆様から多い額を徴収していたことが判明しました。

施設利用者の皆様にご迷惑をおかけいたしました。深くお詫びを申し上げます。

今回の件は、利用料金を規定する千葉市文化ホール管理規則（以下、「管理規則」と言います。）の改正にあたり、上記期間中にお支払いいただいていた額（下表（ア）の額）で規定すべきところ、確認不足により、誤った利用料金の額（下表（イ）の額）で、管理規則を改正したことにより生じています。

利用料金は、本来、管理規則で規定する額を上限として設定することとなっておりますが、規則改正を誤ったことにより、施設利用者の皆様からお支払いいただく額が、上記期間中において規定の額を超えることとなり、徴収誤りとなったものです。

今後、再発防止を徹底し、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

■利用料金（1回あたり）

品 目	単位	徴収した額（ア）	管理規則の額（イ）
固定トーマンタルスポットライト	一式	2,790円	2,660円
クセノンピンスポットライト	1台	2,680円	1,330円

■今後の対応

1 過徴収金の返還について

徴収を誤った施設利用者の方へは、超過した額を確定し、速やかに返還いたします。

2 管理規則の改正について

管理規則を平成28年6月15日付けで本来の額である（ア）の額へ改正し、平成28年6月15日以降のご利用分から適用いたします。

平成28年6月9日

千葉市

市民局生活文化スポーツ部文化振興課

指定管理者

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

アートプレックスちば事業体

代表団体 公益財団法人 千葉市文化振興財団

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

ちばアートウインド運営企業体

代表企業 Fun Space株式会社